

# 基金の付加に関する規定

## (基金付加に関する規定)

第 1 条 本会の財務状況の充実を期する目的に、定款の既定に従い、基金納付について下記の通り定める。

## (納付義務者)

第 2 条 本会の社員は、会費等の納付に関する規程第 2 条第 5 項に於いて、基金たる社員負担金として月額負担をしなければならない。

## (会員身分の譲渡時の取り扱いについて)

第 3 条 都度、組織運営委員会の決議による。

## (消費税)

第 4 条 基金に消費税は含まない。

## (助成基金・特別基金)

第 5 条 本会の財務の安定を図るため、本会財務応援基金制度を設け、これを助成基金と称す。

- 2 助成基金を納付した者には、本会から感謝状を贈るとともに、組織運営委員会の決議により、別途優遇措置を講ずることがある。
- 3 本会の財務状況につき、激変により悪化した場合、若しくは悪化することが容易に予想できる場合は、組織運営委員会の決議により、これを緩和（または回避）するために次の順位で特別基金の納付を義務化することが出来る。
- 4 前項により、納付を義務として課せられた場合、正当な理由のない場合は、これを拒むことが出来ない。

## (基金の譲渡)

第 6 条 削除

## (返 納)

第 7 条 返納については、組織運営委員会に於いて具体的に取り決める。

## (利 息)

第 8 条 前条による返納をする場合、納付した基金に利息は付さない。

(改正・施行)

第 9 条 この規定は、平成28年12月1日より施行する。

2 平成29年4月1日改正同日施行する。

3 令和5年1月1日改正同日施行する。